



選択的夫婦別氏制度の導入に向けて

2026年4月
日本労働組合総連合会
総合政策推進局 ジェンダー平等・多様性推進局



「選択的夫婦別氏制度」と「旧氏使用の法制化」の概要

- **選択的夫婦別氏制度**は、夫婦が婚姻に際して、同氏を称するか、各自の婚姻前の氏を称するかを**選択できる制度**である。この制度は、1996年に法務省の法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」としてすでに答申している案がある。
- 一方、政府が進めようとしている**旧氏使用の法制化**は、**夫婦同氏を維持**したまま、婚姻前の氏（旧氏）の使用範囲を拡大するもの。

	選択的夫婦別氏制度（法制審案）	旧氏使用の法制化（想定）
戸籍上の氏	夫または妻の氏を称するか（同氏） 各自の婚姻前の氏を称するか（別氏） 選択 できる	夫または妻の氏を称する（同氏） 一方が婚姻前の氏を失う
子どもの氏	婚姻時に子の氏を定める	夫婦と同一の氏
改氏の手続き	別氏を選択した場合は不要	婚姻により名義変更が必要 旧氏使用には申請も必要
実務管理	氏が一本化されるため 二重管理が不要	戸籍氏と旧氏の二重管理が必要

「選択的夫婦別氏制度」はなぜ必要か？

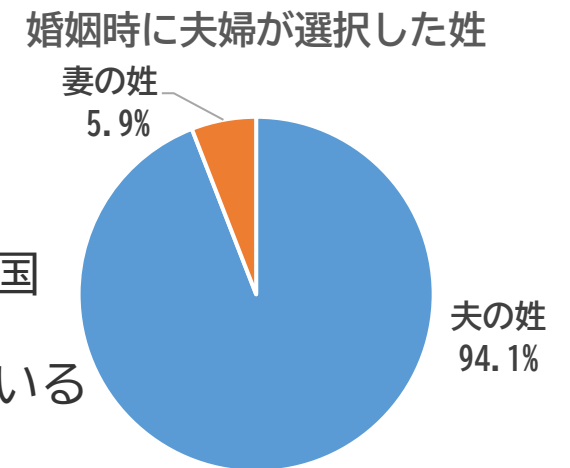
連合は、長年働く仲間からの結婚後も自分の名前を名乗り続けたいという声や、氏を変更することに伴うキャリアの分断などの不便・不利益を訴える声を受け、選択的夫婦別氏制度の実現を求めてきた。

■ 個人の尊厳や人権に関わる重要な問題

- ・ 現在、95%の夫婦で女性が改氏をしており、手続きの負担や不利益が女性に偏っている
- ・ 望まない改氏は、アイデンティティの喪失や人権侵害などの課題がある
- ・ 国連・女性差別撤廃委員会から改正を求める勧告を繰り返し受けている

■ 日本の氏制度は国際標準と乖離

- ・ 日本は夫婦同氏を法律で義務づけ、婚姻で必ず一方が婚姻前の氏を失う唯一の国
- ・ 旧氏使用は、海外の空港やホテルなどで本人確認トラブルが生じやすい
- ・ 改氏により、論文や特許、国際機関などでキャリアが分断し、不利益が生じている



出所：厚生労働省「人口動態統計」（2024年）

■ 国、地方公共団体、企業などの負担

- ・ 戸籍氏と旧氏との照合の負担や管理の煩雑さが生じている
- ・ ダブルネームはマネーロンダリングなど悪用の危険性がある
- ・ 旧氏使用の拡大はシステム改修などさらなるコスト増加の懸念がある

「選択的夫婦別氏制度」にデメリットはないのか？

選択的夫婦別氏は、あくまで選択制であり、同氏をさまたげるものでも、夫婦別氏を強制するものでもない。

■ 家族の一体感が失われるのではないのか？

- ・ 現在でも3組に1組が離婚している
- ・ 国際結婚や事実婚、結婚・離婚・再婚で家族の氏異なる家庭も多い
- ・ 家族は氏だけでつながっているものではない

■ 日本の伝統、戸籍が失われるのではないのか？

- ・ 夫婦同氏制は明治31年に定められた
- ・ 選択的夫婦別氏導入後も戸籍は維持できる
- ・ 日本の伝統や戸籍が失われるものではない

■ コストがかかるのではないのか？

- ・ 住民票等の旧氏併記のシステム改修は180億円
- ・ 旧氏使用の拡大はさらなるコスト増の懸念
- ・ 選択的夫婦別氏は初期コストはかかるが、併記が無くなるのでその後の負担や管理の煩雑さは軽減される

< 現行制度の戸籍 >

< 選択的夫婦別氏の戸籍 >

	現行法における戸籍記載例	法制審答申案の戸籍記載例 (※)
本籍氏名	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎	東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】 令和4年1月10日	【編製日】 令和4年1月10日
戸籍に記録 されている者	【名】 義太郎 【生年月日】 平成7年6月21日 【配偶者区分】 夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男	【氏名】 甲野義太郎 【生年月日】 平成7年6月21日 【配偶者区分】 夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男
戸籍に記録 されている者	【名】 梅子 【生年月日】 平成8年1月8日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女	【氏名】 乙野梅子 【生年月日】 平成8年1月8日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野春子 【続柄】 長女

出所：法務省ホームページより抜粋

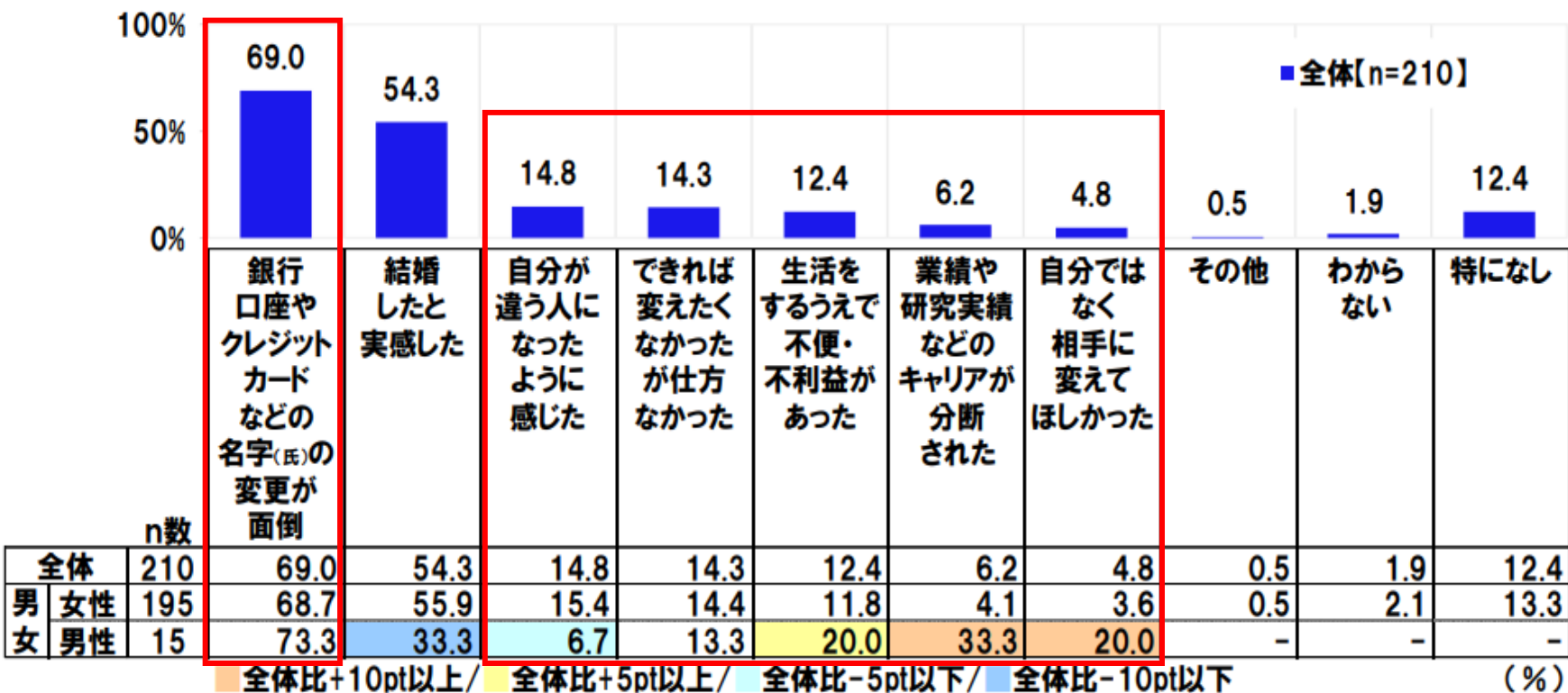
連合「夫婦別姓に関する調査2025」①



約7割の人が「名字の変更が面倒」と回答、「自分が違う人になったと感じた」「できれば変えたくない」「不便・不利益があった」「キャリアが分断された」など多様な回答があった。

婚姻届の提出により名字(氏)を変えた際に感じたこと [複数回答形式]

対象:婚姻届の提出により名字(氏)を変えた人



※n=30未満の属性は参考値

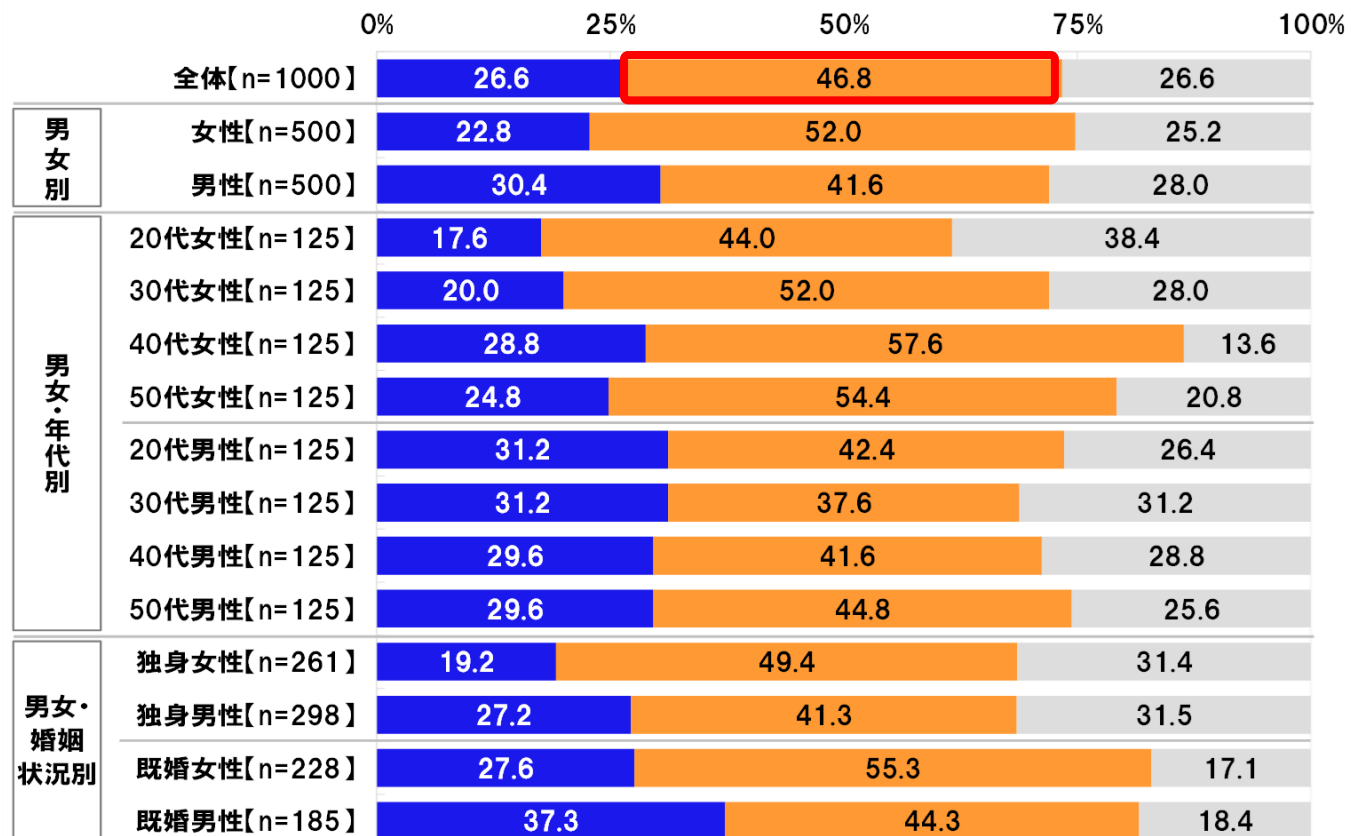
出所:連合「夫婦別姓に関する調査」(2025年2月実施)

連合「夫婦別姓に関する調査2025」②



「夫婦は同氏でも別氏でも構わない。選択できる方がよい」(46.8%)が、
「夫婦は同氏がよい」(26.6%)を上回り、夫婦の氏にあり方に関する**考え方が多様化している**。

夫婦の姓のあり方についてどう思うか [単一回答形式]



- 夫婦は同氏がよい
- 夫婦は同氏でも別氏でも構わない。選択できる方がよい
- わからない

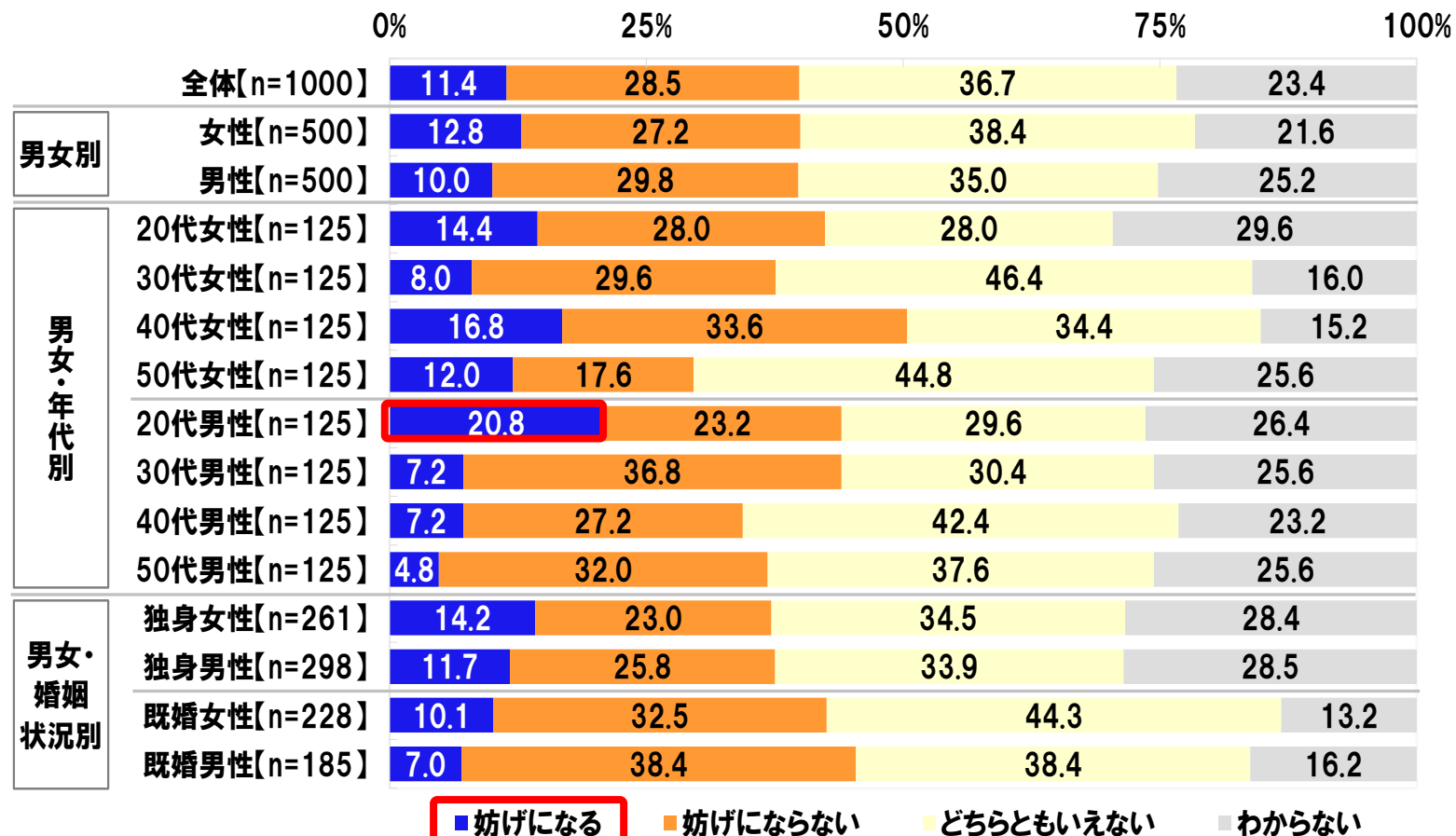
出所：連合「夫婦別姓に関する調査」(2025年2月実施)

連合「夫婦別姓に関する調査2025」③



20代男性の5人に1人が、婚姻の際、
 いずれか一方が氏を改めなければならないことが「婚姻の妨げになる」と回答。

婚姻に際していずれか一方が必ず名字(氏)を改めなければならないことが、婚姻の妨げになると思うか [単一回答形式]



出所：連合「夫婦別姓に関する調査」(2025年2月実施)

日本における旧氏使用をめぐる現行の取り扱い状況

- 住民票、運転免許、不動産登記
→併記は可能だが、旧氏の単記は不可
- パスポート
→併記は可能だが、ICチップには戸籍氏のみ登録
- マイナンバーカード
→併記は可能だが、電子認証では戸籍氏・旧氏両方が書かれている場合にしか個人認証ができない
- 健康保険、介護保険、年金などの社会保険
→保険証への併記、旧氏での年金受給は可能だが、戸籍氏で管理
- 銀行口座
→約3割の銀行で戸籍氏
- クレジットカード、証券会社、保険会社
→原則、戸籍氏
- 特許取得
→併記は可能だが、特許情報プラットフォームは戸籍氏のみ
- 論文
→併記は可能だが、文献の引用時は引用者に委ねられる

その他、携帯の契約など、各サービスの契約書の締結に、旧氏使用が認められていないことも多い。



旧氏使用の課題

旧氏使用に関する業界・職場での実務上の事例と法制化に伴う懸念事項

- キャビンアテンダントは海外トラブル防止のため、旧氏使用はできない。
→国内で法制化しても海外では通用しないのではないか。
- 職場で旧氏使用は増えているが、税や社会保険、年末調整、給料振込、郵便物などの照合・管理が負担。
→法制化でこのような負担は軽減されるのか。
- お客様には悪用防止のため、戸籍氏でお願いしている。
→法制化でダブルネームとなるとシステム改修にコストがかかるのではないか。

<マイナンバーカード>



旧氏使用の当事者が直面している課題の具体例

- ワーキングネームと振込口座の名義が異なり、給料が振り込まれなかった。
- 通称名で飛行機やホテルを予約され、トラブルになった。
- 旧氏で銀行口座が作れるとあったのに申し込んだら作れないと言われた。
- 資格などの証明に戸籍関係書類の提出が必要。
- マイナンバーカードを旧氏併記にしたが、旧氏でも戸籍氏だけでも電子認証もできない。
- []などの旧氏併記の仕方が異なると、電子認証ができない。
- 住民票の旧氏併記などの手続きをする際、窓口をたらいまわしされた。
- 多くの公的文書において、旧氏使用が認められない。
- 「苗字をなぜ変えないのか」「非常識だ」と言われた。
- 旧氏併記の手続きは必要な書類が多く、スムーズに進まず、その積み重ねが負担である。

選択的夫婦別氏制度をめぐるこの間の動き

- 2025年、選択的夫婦別氏制度の国会審議を求める気運が高まるなか、連合は改めて「**選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方**」を確認した。

「選択的夫婦別氏制度の早期実現に向けた連合の考え方」（抜粋）第19回中央執行委員会（2025.4.17）

- **自分の氏を名乗り続けられるかどうかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題**である。**旧氏の通称使用拡大は、国際社会で通用しないだけでなく、人権尊重という要請に応えられない**。2024年10月の国連・女性差別撤廃委員会の4度目の勧告も踏まえ、**ただちに導入すべき**である。
- 子の氏を定める時期について、連合の「要求と提言」では「子の出生の際」、法制審議会答申は「夫婦が婚姻の際」に定めるとしているが、それぞれ一長一短あるため、子が自らの意思による届出により父または母の氏に変更することを担保できれば、子の氏を定める時期については国会審議に委ね、選択的夫婦別氏制度の導入を優先する。

- 2025年の通常国会において、立憲民主党・無所属が「民法の一部を改正する法律案」（4月30日）、国民民主党・無所属クラブが「民法の一部を改正する法律案」（5月28日）が提出され、**選択的夫婦別氏に関する法案審議が行われるのは28年ぶりに行われた**が、継続審議となり、2026年の通常国会冒頭の**衆議院解散で廃案**となった。
- 一方で、男女共同参画会議、専門調査会での審議を経ずに「第6次男女共同参画基本計画」（2026年3月13日閣議決定）に「旧氏の単記も可能とする法制化」を追記するなど、2026年の特別国会において、**政府は旧氏使用の法案を提出しようとしている**。

選択的夫婦別氏の導入に向けて

■ 旧氏使用拡大の法制化は、本質的な問題解決にはならない

- ・ 人権尊重という要請にも応えられない
- ・ 国際社会で通用しない
- ・ 実効性に疑念があり、社会の混乱を招く恐れもある

■ 氏の制度のあり方は、丁寧な審議を尽くすべき

- ・ 個人の尊厳や人権に関わる重要な問題である
- ・ キャリアの継続、ダブルネームや使い分けに伴う弊害などの不利益がある
- ・ 氏の制度のあり方は、社会システム全般に影響し、相応の社会的・経済的コストがかかり得る

■ 選択的夫婦別氏制度は、様々な課題を解決する

- ・ 個人の尊厳や人権を尊重できる
- ・ 国際社会で日本人がキャリア形成できる
- ・ 手続きや管理が簡単になる

連合は、同氏や旧氏の通称使用だけでなく、婚姻前の氏を継続したい人が選択できる社会となるよう、選択的夫婦別氏制度の実現を求めている。



はたらくのそばで、
ともに歩む

